

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 国際船舶の譲渡及び貸渡しの届出
- ② 手続根拠 : 海上運送法第 44 条の 2
- ③ 手続対象者 : 国際船舶を所有する者
- ④ 提出時期 : 対外運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供する国際船舶を海外の事業者等に譲渡又は貸渡しを行おうとする日の 20 日前まで
- ⑤ 提出方法 : 届出書を作成し、必要な書類をそろえて海事局外航課に提出して下さい
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付資料・部数 : 海上運送法施行規則第 44 条第 2 項の記載事項参照（詳細は海事局外航課へお問い合わせ下さい）
- ⑧ 申請書様式 : なし
- ⑨ 記載要領・記載例 : 海上運送法施行規則第 44 条第 1 項の記載事項参照（詳細は海事局外航課へお問い合わせ下さい）

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 海事局外航課 03-5253-8111（内線 43-342）
- ② 受付時間 : 午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分（土日祝日年末年始除く）
- ③ 相談窓口 : 海事局外航課